

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 4 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 2 年 12 月 10 日		午後 0 時 58 分 開会	
	令和 2 年 12 月 10 日		午後 2 時 28 分 閉会	
場 所	第 3 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	佐々木浩人
	総務係長	國岡 浩祐	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和 2 年第 4 回安芸高田市議会定例会の運営について ① 一般質問の答弁について 2、その他			

3、経 過

【開会 12:58】

○熊高委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和2年 第4回安芸高田市議会定例会の運営について

①一般質問の答弁について

○熊高委員長 令和2年第4回市議会定例会の運営についての「一般質問の答弁について」を議題とする。

一昨日の4者会議において、議長が石丸市長から意見をいただいた件について、議会運営委員会で協議をさせていただくことになった。内容について、議長に説明いただく。

○穴戸議長 4者会議において、市長から「一般質問の答弁は、答弁席の行き来に時間がかかるので自席で行いたい。」と提案があった。市長は国旗に対して1回ずつ礼をされるが、傍聴者が見られて、時間ももったいないといった話があったのではないかと思われる。

詳細は、事務局長が説明する。

○森岡事務局長 定例4者会議で市長から2点提案があり、1点目は会議の効率化を図ることを目的に、発言を求める際の議長への挙手、出入りの際の国旗の一礼を省かせていただきたいということで、提案理由の説明が終わったら国旗への一礼をなしで着席することである。

2点目は一般質問についてであり、一問一答方式要領に、「執行部側の答弁は、質問者に対面した第一演壇（答弁席）で行い、答弁が終了したら自席に戻る。但し、答弁内容によっては、自席にて行うことができる。」と定めているが、答弁席への出入りが頻繁にあるので、時間短縮として出入りを省略したいということである。

この度の一般質問から答弁を自席で行わせていただきたいとの思いを持たれているが、要領があるので守ってほしいと伝えた。

今回すぐに改正をしてほしいというのではなく、この度の一般質問で試行をさせてほしいという提案で、元のほうがよかったということになれば元に戻すので、効率よく会議の運営ができれば改正をお願いしたいといった話をされている。市長は、今回の定例会から時間短縮を実践させていただくとされている。

○熊高委員長 意見はないか。

○山本委員 自分で言って変えられるが、議会としての立場はどうなるのか。変えると言って勝手に変えていいのか。変えられるものなのか。

○森岡事務局長

会議規則には議員の振る舞いについては書かれているが、執行部の振る舞いについて明記したものはない。執行部は議員の振る舞いに準じてきた経緯があるが、強制することは難しい。

○山本委員

いろいろな慣例がある。市長が議会を招集しても議会運営は議長の責任であり、議会に了解を受けて取り組むべきと思う。

○宍戸議長

市長が提案されたときに時間短縮は悪くないと思い、一旦は了承して帰った。その後、事務局で相談をしたら、議会運営委員会など議員と協議をして決めるべきものということだったので、すぐに市長のところへ行き、まず議会運営委員会で協議すると伝えた。その際には分かっていたような様子であった。

私が議長室に帰ると市長から局長へ連絡があり、市長と局長の話の中でやらせていただくことになったようで、先ほどの局長の説明のとおりである。

状況がよく分からない中で話をしたことはまずかったと反省しているが、2回目に行った際は分かっていたように感じた。

○山本委員

時間短縮として挙手と礼を省くことはよく分かるが、職員は挙手をして発言を求めており、市長だけ許可をするということはいかがかと思う。

○大下委員

逆を言えば、時間短縮をするなら、市長は答弁席にずっといて答弁が終わって自席に戻ればよいと思う。三次市では担当部長は椅子を持って答弁席の後ろに座っており、その方法も考えられないことはない。答えは出せないが、その辺はどうなのかと思う。

○山根委員

市長が本会議の冒頭に話をされてびっくりしたが、何を言われているか全然分からなかった。議長も何も言われずそのまま進行されたが、その時点で市長の発言を理解して対応してもらいたかった。

議運も知らない中で議会運営が勝手に変っている。一般質問の要領は、議会だけでなく執行部も見ているはずである。執行部に対する部分もあるので、議会のことだけではないと思う。

自治体は要領・要綱で動くことが多く、そこまで見て動かれているはずなので、議長・事務局長はそのまま受けるのではなく、議会の動きはこうであるということを説明し、市長の言われるままに動くのではなく抑えていただきたい。今後も市長がやりますと言えばやるというようでは、議会は済し崩しに対応をしていくことになるのではないかと危惧をしている。

効率化はできるところからしていかなければならないと思うが、他市の議会のやり方などを見て取り組む必要があるのではないか。議運を開く前に了承をされるのであれば、議運の意味がなくなるのではないかと心配している。

○森岡事務局長

その点については、市長と話をさせていただいた。一問一答要領を持参し確認をいただいた。要領を定める際には、執行部と事務局でやりとりをしながら作っており、当時の市長も了解されていることを説明し、理解してくださいと言ったが受け入れていただけなかった。

要領を変えるところまでは行かないので、今回試行をさせていただきますということを言われている。試行で効率化が図れない、傍聴者から見て規律がおかしい、という指摘があれば、直すということも言われている。一方的な形になるが、試行的にされるというところで理解をしていくべきではないかと思っている。

○山根委員

議場の議事整理権はどこになるのか。市長が持っているのか。

○森岡事務局長

議事整理権は議長にある。

○宍戸議長

私もそこが気になって事務局長にも相談をしたが、議長としての整理権は及ばないという話は聞いたと思う。

○森岡事務局長

発言に対しての制止や発言者の指名についてが、議長の議事整理権の範疇と認識をしている。

○金行委員

議場の整理権は当然議長にあるので、市長の言うことを聞く必要はない。こういうところはきちんとしておかないと、統制が取れなくなる。駄目ということを事務局長も言ってくれないといけない。時間短縮に取り組むことは理解するが、議会のけじめはつけないといけない。

○熊高委員長

中身の詳細はそんなに聞いていなかったもので、今日の議運から始まると思っていた。市長が今朝いきなりそういった発言をされたが、議運の委員長としてストップをかける状況でなく、議長が認められたのなら議事整理権の範疇で考えればいいのかと受け止めていた。

皆さんの思いがそれぞれあるということが分かったので、その辺をどのように整理するか議論をしていきたい。

○児玉副委員長

今朝、市長が何を言われているかよく分からなかった。議会の責任と権限は議長にあるとずっと思っていた。市長が一方的に変えるといったことはこれまでに経験がなかったことであるが、それがまかり通るのかと思った。

いずれにしても、そこは整理をしておかないと、市長の考えと議会の考えが完全にずれているので、市長と話を進めていくためにもきっちりと結論を出すべき。先ほど金行委員が言われていたが、市長に言うべきところはちゃんと言わなければ、ルールがあってもないような形になって来るのではないかと心配である。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 13:22

(一般質問の答弁について意見交換)

再開 14:25

○熊高委員長

再開する。

基本的には一問一答方式要領の第5章、「18 質問の方法」の③に基づいて答弁を行っていただくということを市長に返すことでよろしいか。

(異議なし)

そのほかには、議長に議事整理権で対応していただくことに、賛成の諸君の挙手を求める。

(全員挙手)

全員賛成である。議長にそのように伝え、取り計らっていただく。

事務局はよろしいか。

(「はい」との声あり)

(2) その他

○熊高委員長

その他の項に入る。

閉会中の継続調査事項について協議を願う。

暫時休憩する。

休 憩 14:27

(閉会中の継続調査事項について協議)

再 開 14:27

再開する。

閉会中の継続調査事項については、別紙(案)のとおりとすることで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決し、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。

そのほかにも、皆さんからないか。

(ありません)

以上で、その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会14:28】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長